

一般社団法人日本組織適合性学会 学術奨励賞選考委員会規則

(目的)

第 1 条 この規則は、一般社団法人日本組織適合性学会 学術奨励賞選考委員会の適正な運営、実施を図ることを目的として、学術奨励賞選考委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務局)

第 2 条 本委員会の事務局は、一般社団法人日本組織適合性学会（以下「当法人」という。）の事務支局に置く。

(構成)

第 3 条 委員会の組織は次の者で構成する。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 1 名
- (3) 委員若干名
- (4) 前号の委員は、「日本組織適合性学会の各賞に関する規定」の第 4 条 2 により、理事長、学会賞選考委員、委員長が選考した評議員で構成する。

2 委員は次の規定により選任する。

- (1) 委員長は、当法人の理事および指名理事の中から、学会理事長が委嘱する。
- (2) 委員は、原則として学会社員（評議員）の中から理事長が委嘱する。
- (2) 副委員長は、委員の中から委員長が委嘱する。

3 第 3 条第 1 項および第 2 項の任期は 次々期事業年度の委員が決定するまでとする。ただし、再任を妨げない。また、学術奨励賞担当理事が選考した委員の任期は 1 年とする。

(職務)

第 4 条 委員会委員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、委員会の会務を総轄し、委員会を代表する。委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を行う。
- (2) 委員は、本規則に定められた事項を議決する。
- (3) 委員は、直接の利害関係がある場合は、審議に加わらない。
- (4) 前項によって委員長および副委員長が欠けた場合には、委員の互選によって委員長代行を選出し、これが委員長職務を執行する。

(業務)

第 5 条 本委員会は、以下に掲げる業務を行う。

- (1) 学術奨励賞選考と理事会への報告
- (2) 学術奨励賞選考規程等の改定に係る審議と理事会への提案
- (3) その他委員長が必要と認めた事項

(会議)

第 6 条 委員会は、原則として年 1 回開催する。ただし、委員長が必要と認めた場合には、臨時に開催することができる。

2 委員長は、委員会を召集し、その議事を主宰する。

3 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ議事を審議することができない。ただし、やむをえない事由で委員会に出席できない場合は、委任状を提出し、他の委員に審議を委任することができる。委任状提出者は、議決に関して出席者として取り扱われ、その議決権は、委任された委員が代わりに執行する。

4 委員会の議事は、出席者の 3 分の 2 以上の賛成をもって議決する

(記録)

第 7 条 委員会の委員長は、議事要旨を作成し、これを 5 年間保管しなければならない。

2 議事要旨の公開について当法人会員から要請があった場合は、原則として応じなければならない。ただし、個人情報にかかわる部分は、非公開とすることができる。

(報告)

第 8 条 本委員会での決議事項は理事会に報告の上、承認を受けなければならない。

(守秘義務)

第 9 条 委員会で取り扱う各種申請書等にかかる個人情報については、業務遂行上必要な情報のみに限り、委員長が事務局に申請し、これを取得することができる。使用後は直ちに破棄しなければならない。

2 個人情報にかかる部分について開示の要請があった場合は、本人にのみ応じることができる。

3 委員は職務上知りえた個人情報を漏らしてはならない。委員を退任した後も同様とする。

(除名)

第 10 条 本委員会の目的に反する行為のあった委員は、委員会の 3 分の 2 以上の同意による議決および理事会ならびに社員総会（評議員会）での承認をもって解任することができる。

(報酬等)

第 11 条 委員会委員は、原則として無報酬とする。

(経費)

第 12 条 本委員会の経費は、当法人がこれを支弁する。

(雑則)

第 13 条 本規則の変更は、委員会及び当法人の理事会並びに社員総会の議決を経たのち、総会の承認を得なければならない。

2 本規則の実施に関し必要な事項は、委員会の議決を経たのち、当法人の理事会及び社員総会の承認を得て別に定める。

(改廃)

第 14 条 本委員会の改廃は、理事会がこれを行う。

附則

1. この規則は、令和 4（2022）年 3 月 20 日から施行する。